

身体障害者診断書・意見書（心臓機能障害 18歳未満用）

氏名	昭和 平成	年	月	日生 ()歳	男・女	
住所						
障害名（部位を明記）	心臓機能障害			5	0	0
原因となった 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷 戦災、疾病、先天性、その他（ ）					
疾病・外傷発生年月日	年	月	日	場所		
参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）						
障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日						
総合所見						
〔将来再認定 要（ 年 月）・不要〕 再認定は、治療や成長により、将来障害程度の軽減が見込まれる場合のみ必ず記入してください。						
その他参考となる合併症状						
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 年 月 日 病院又は診療所の名称 所在地 診療担当科名 科 医師氏名 印 診断書は、身体障害者福祉法第15条の指定医師により作成してください。						
身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する（ 級相当） ・該当しない						
注意 1 3歳未満の乳幼児にあつては、治療によつても残存すると予想される程度をもつて認定し、再認定の時期を記載してください。再認定が不要の場合は、その理由を付記してください。 2 障害区分や等級決定のため、三重県から改めて問合せする場合があります。						

心臓の機能障害の状況及び所見（18歳未満用）

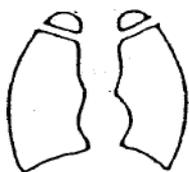
（該当するものを でかこむこと）

1 臨床所見

- | | | | |
|-------------|---------|---------|---------|
| ア 著しい発育障害 | （有 ・ 無） | オ チアノーゼ | （有 ・ 無） |
| イ 心音・心雑音の異常 | （有 ・ 無） | カ 肝腫大 | （有 ・ 無） |
| ウ 多呼吸又は呼吸困難 | （有 ・ 無） | キ 浮腫 | （有 ・ 無） |
| エ 運動制限 | （有 ・ 無） | | |

2 検査所見

(1) 胸部エックス線所見（平成 年 月 日）



- | | |
|---------------|---------|
| ア 心胸比 0.56 以上 | （有 ・ 無） |
| イ 肺血流量増又は減 | （有 ・ 無） |
| ウ 肺静脈うっ血像 | （有 ・ 無） |

心胸比 %

(2) 心電図所見

- | | |
|----------|-------------------------------|
| ア 心室負荷像 | 〔有（右室、左室、両室）・無〕 |
| イ 心房負荷像 | 〔有（右房、左房、両房）・無〕 |
| ウ 病的な不整脈 | 〔種類 〕（有・無） |
| エ 心筋障害像 | 〔所見 〕（有・無） |

(3) 心エコー図、冠動脈造影所見（平成 年 月 日）

- | | |
|--------------|-------|
| ア 冠動脈の狭窄又は閉塞 | （有・無） |
| イ 冠動脈瘤又は拡張 | （有・無） |
| ウ その他 | |

3 養護の区分

心臓機能障害（18歳未満）の場合、養護の区分が重要な意味を持つので、該当項目を慎重に選び、それを裏付ける客観的所見と照らし合わせること。

- | | |
|-----------------------|--|
| (1) 6か月～1年毎の観察（非該当） | (4) 継続的要医療（3級相当） |
| (2) 1か月～3か月毎の観察（4級相当） | (5) 重い心不全、低酸素血症、アダムスストークス発作又は狭心症発作で継続的医療を要するもの（1級相当） |
| (3) 症状に応じて要医療（4級相当） | |

参考

程度等級表（解説）

級別	心臓機能障害（18歳未満）
1級	原則として、養護の区分が（5）に該当するもので、次の所見の項目のうち6項目以上が認められるもの a 著しい発育障害 b 心音・心雑音の異常 c 多呼吸又は呼吸困難 d 運動制限 e チアノーゼ f 肝腫大 g 浮腫 h 胸部エックス線で心胸比0.56以上のもの i 胸部エックス線で肺血流量増又は減があるもの j 胸部エックス線で肺静脈うっ血像があるもの k 心電図で心室負荷像があるもの l 心電図で心房負荷像があるもの m 心電図で病的不整脈があるもの n 心電図で心筋障害像があるもの
3級	原則として、養護の区分が（4）に該当するもので、上記aからnの所見の項目のうち5項目以上が認められるもの又は心エコー図、冠動脈造影で冠動脈の狭窄若しくは閉塞があるもの
4級	原則として、養護の区分が（3）又は（2）に該当するもので、上記aからnの所見の項目のうち4項目以上が認められるもの又は心エコー図、冠動脈造影で冠動脈瘤若しくは拡張があるもの

- ・心臓機能障害の障害程度の認定は、原則として、活動能力の程度（18歳未満の場合は養護の区分）とこれを裏付ける客観的所見とにより行うものである。
- ・乳幼児に係る障害認定は、概ね3歳時以降に行うことを適当とするが、先天性心臓障害については、3歳未満であっても、治療によっても残存すると予想される程度をもって認定し、一定の時期に再認定を行うことは可能である。